



2021/5
VOL. 612

保証 にいがた

HOSHO NIIGATA

2021年3月の保証承諾状況等について

伴走支援型特別保証制度

事業再生計画実施関連保証制度

優良店舗等に対する感謝状贈呈基準の改正について

令和3年度 県制度融資の一部改正について 他

中小企業とともに歩む身近なパートナー

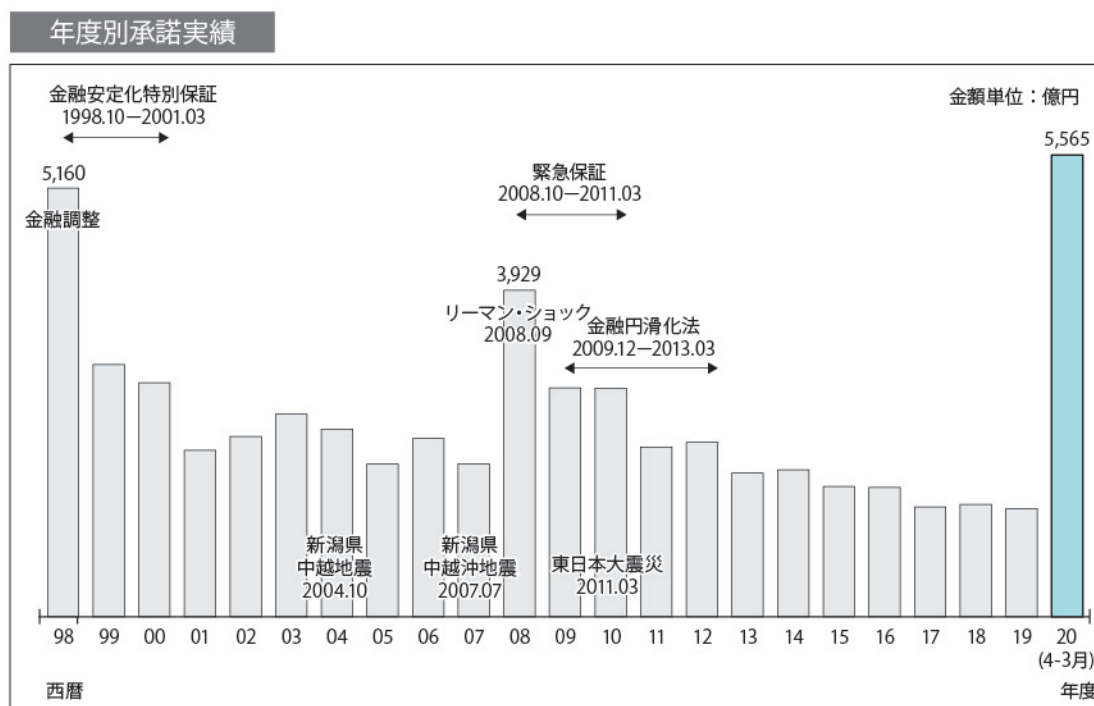
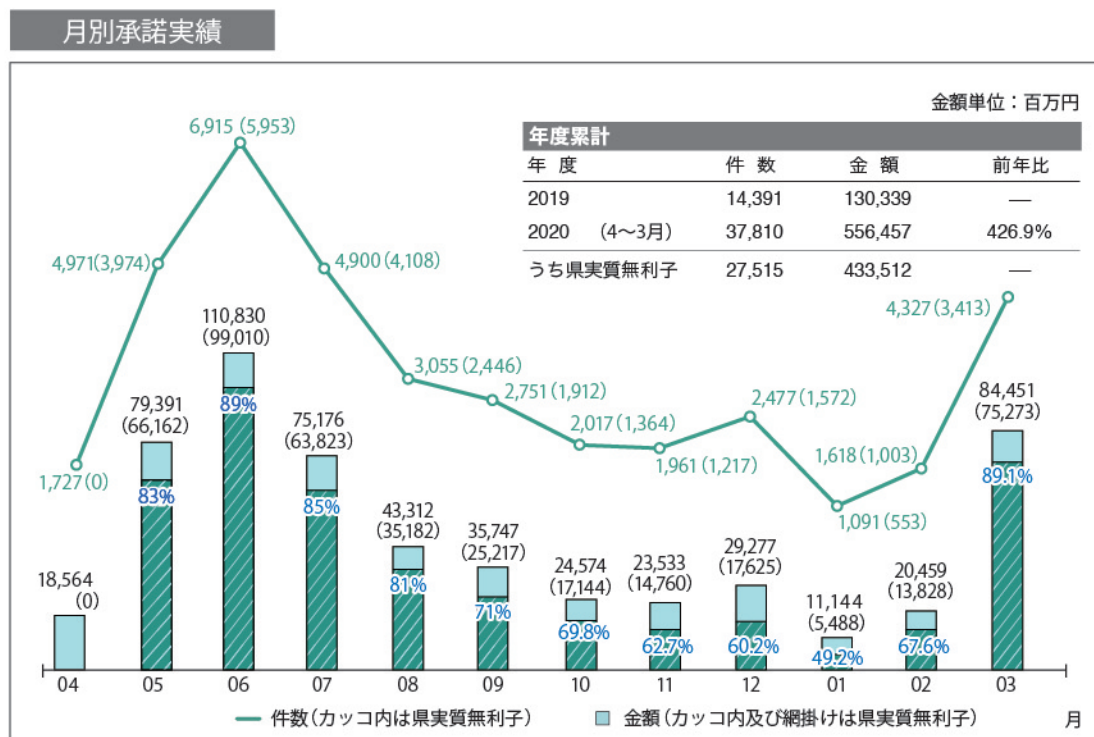


新潟県信用保証協会

2021年3月の保証承諾状況等について

令和2年5月1日(金)から取扱い開始となった全国統一要件の新潟県制度融資(コロナ対応実質無利子融資)を中心に、保証承諾状況等についてお知らせします。

当協会では危機時におけるセーフティネット機能を発揮するため、金融機関をはじめ関係機関と連携しながら、適切、迅速かつ柔軟に対応しておりますので、先行きの資金繰りに不安を感じられる方は、お気軽にご相談ください。



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ 新しい保証制度ができました

●伴走支援型特別保証制度

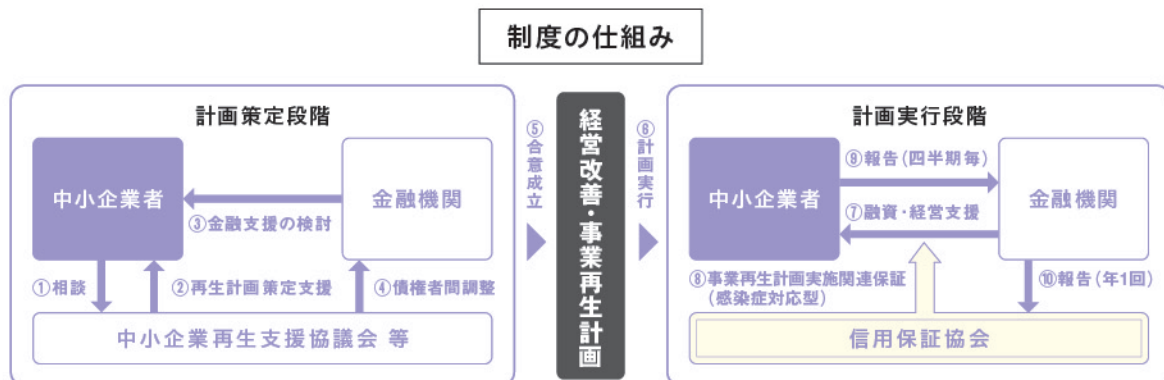
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対し早期の経営改善を図るため、金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走支援を行う保証制度です。

融資対象者	次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ「経営行動に係る計画」を策定した中小企業者。 (1)セーフティネット保証4号の認定を受けた方(新型コロナウイルス感染症に係るものに限りです) (2)セーフティネット保証5号の認定を受けた方(売上高等減少率が15%以上の方に限りです) (3)危機関連保証の認定を受けた方(新型コロナウイルス感染症に係るものに限りです)
対象資金	運転資金、設備資金 (注)借換資金については、原則として責任共有対象の保証を責任共有対象外の本制度で借換することはできません。
保証限度額	4,000万円
保証期間	10年以内(据置期間5年以内) ただし、一括返済の場合は1年以内となります
返済方法	一括返済又は分割返済
信用保証料率	年0.85% 【経営者保証の免除対応について】 次の①及び②を満たす場合に、信用保証料率に0.20%上乗せすることで、経営者保証を免除することができます。 ①直近の決算書が資産超過であること。 ②法人と代表との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとりについて、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。 ※条件変更を行った場合、国による保証料補助の対象外となりますのでご注意ください。
信用保証料の補助	国による補助があるため、中小企業者の方は一律0.2%相当額の保証料を負担します。 ※経営者保証免除対応の場合も同様です。
貸付金利	金融機関所定利率
保証割合	責任共有対象外(100%保証)…セーフティネット保証4号、危機関連保証の認定を受けている場合 責任共有対象(80%保証)…セーフティネット保証5号の認定を受けている場合
担保	必要に応じて徴求します
保証人	原則として、法人代表者を除いては、連帯保証人は不要です。 ※経営者保証免除対応を適用する場合、法人代表者の連帯保証人は徴求しません。
添付書類	▶セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号又は危機関連保証に係る市町村長の認定書 ▶経営行動計画書 ▶経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合)
モニタリング	金融機関は原則として計画策定日の属する事業年度から5事業年度、四半期毎にフォローアップを行います。 金融機関で策定した報告書は、信用保証協会を経由して経済産業省に提出します。
取扱期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日(保証申込受付分) ただし、「危機関連保証」の認定を受けた方については、危機関連指定期間内に融資実行となります。

●審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

●事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度

多くの中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、中小企業再生支援協議会等の支援により作成した事業再生計画等に従って、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図ることを目的として創設した制度です。



対 象 資 金	事業資金(ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限ります。)
保 証 限 度 額	2億8,000万円 一般保証とは別枠です 普 通 保 証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 (中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円) (注)既存の事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)との合算になります。
保 証 期 間	一括返済の場合 1年以内 / 分割返済の場合 15年以内(据置期間は5年以内)
返 済 方 法	一括返済又は分割返済
信用保証料率	責任共有制度対象の場合 年0.80%/責任共有制度対象除外の場合 年1.00% 【経営者保証の免除対応について】 次の①及び②を満たす場合に、信用保証料率に0.20%上乘せすることで、経営者保証を免除することができます。 ①直近の決算書が資産超過であること。 ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとりについて、社会通年上適切な範囲を超えていないこと。 ※条件変更を行った場合、国による保証料補助の対象外となりますのでご注意ください。
信用保証料の補助	国による補助があるため、中小企業者の方は一律0.2%相当額の保証料を負担します。 ※経営者保証免除対応の場合も同様です。
貸 付 金 利	金融機関所定利率
保 証 割 合	責任共有制度の対象 ●特別小口保険の場合は、責任共有制度対象外。 ●次の1または2に該当する場合、責任共有制度対象外。 1.責任共有制度対象外の既保証付融資を残高の範囲内で借り換える場合。 2.セーフティネット保証5号であって、危機指定期間(2020年2月1日から2021年6月30日、延長した場合は延長した期間を含む。)に信用保証協会が保証申込受付をし、貸付実行された既保証付融資を残高の範囲内で借り換える場合。
担 保	必要に応じて徴求します。
保 証 人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。 ※経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証人は徴求しません。
取 扱 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日(保証申込受付分)

●審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

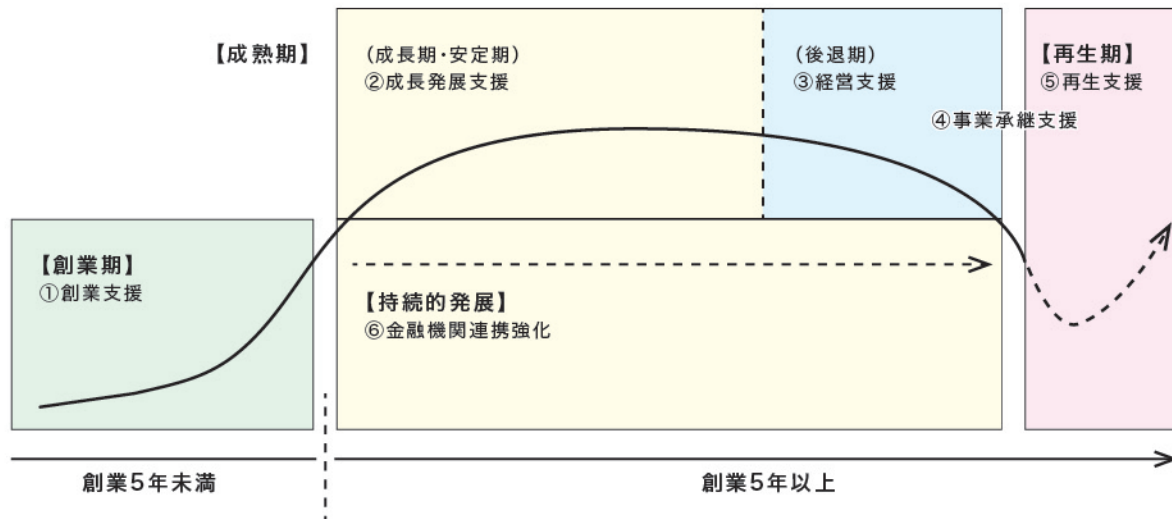
優良店舗等に対する感謝状贈呈基準の改正について

当協会では、金融機関の皆様と連携し、中小企業者のライフステージに応じた信用保証を推進するため、金融機関営業店に対して、特定の保証制度の実績に応じて感謝状を贈呈しているところです。

このたび、この感謝状の贈呈基準について、一部見直しを行ったため、お知らせいたします。

県内中小企業・小規模事業者の創業や持続的な成長・発展のため、引き続き金融機関の皆様の協力をお願いしますよう、お願い申し上げます。

中小企業者のライフステージ図 (イメージ)



保証制度		当該実績
①創業支援	創業関連保証、創業等関連保証	保証承諾件数が5以上の店舗
②成長発展支援	地方創生応援社債保証(にいがた地方創生社債保証)、中小企業特定社債保証、経営力向上関連保証	保証承諾件数が2以上の店舗
③経営支援	伴走支援型特別保証、事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)、事業再生計画実施関連保証、経営力強化保証、条件変更改善型借換保証	保証承諾企業者数が10以上の店舗
④事業承継支援	事業承継特別保証、経営承継借換関連保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、事業承継サポート保証	保証承諾企業者数が1以上の店舗
⑤再生支援	求償権消滅保証	保証承諾企業者数が1以上の店舗
⑥金融機関連携強化	事業性評価連携保証(にいがたリレーション保証)、協調連携保証(にいがたコラボ保証)	保証承諾件数が5以上の店舗

基準期間…4月1日～翌年3月末日

令和3年度 県制度融資の一部改正について

令和3年4月1日から、新潟県の中小企業向け制度融資が一部改正されましたのでお知らせいたします。

1.セーフティネット資金(経営支援枠)について

●「伴走支援型特別保証制度」要件の追加

対象者	中小企業信用保険法第2条第5項第4号、同項第5号(売上高等▲15%以上)、同条第6項のいずれかの規定に基づく市町村長の認定を受けた方
融資限度額	4,000万円
資金使途	運転・設備・借換資金
融資期間	10年以内(据置5年以内)
利率(年率)	3年以内 1.15% 5年超7年以内 1.55% 3年超5年以内 1.35% 7年超10年以内 1.75%
信用保証料	国、県からの補助により、事業者の負担はなし

●売上・利益等減少要件、原発稼働停止対応要件、新型コロナ対策特別融資の取扱期限を延長

項目	改正後	改正前
取扱期限	令和4年3月31日まで	令和3年3月31日まで

2.フロンティア企業支援資金について

●「脱炭素枠」の追加(※「グリーンニューディール枠」は廃止)

対象者	・石油代替エネルギーを使用するために必要な設備又は省エネルギー設備等の脱炭素に資する設備等の導入を図ろうとする方 ・脱炭素分野の研究開発に取り組もうとする方
融資限度額	5,000万円
資金使途	運転・設備資金
融資期間	5年以内(据置1年以内) 10年以内(据置2年以内)
利率	責任共有対象外 1.65% 責任共有対象 1.85%

●「設備投資促進枠」の取扱期限を延長

項目	改正後	改正前
取扱期限	令和4年3月31日まで	令和3年3月31日まで

3.事業承継資金の拡充について

●「経営承継借換関連保証制度」要件の追加

対象者	経営承継円滑化法第12条第1項第1号に規定する認定を受け、これから3年以内に事業承継を予定している法人		
融資限度額	1億円		
資金使途	事業承継に係る借換資金		
融資期間	借換10年以内(据置1年以内)		
利率	責任共有対象外	7年以内 7年超10年以内	1.60% 1.80%
	責任共有対象	7年以内 7年超10年以内	1.80% 2.00%

4.経営改善サポート資金の拡充について

●「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度」要件の追加

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、新潟県信用保証協会の「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度要綱」に掲げるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方		
融資限度額	1億円		
資金使途	運転・設備・借換資金		
融資期間	15年以内(据置5年以内)		
利率	責任共有対象外 1.65% 責任共有対象 1.85%		
信用保証料	0.20% ※国による補助があります。		

5.中小企業創業等支援資金(金融機関提案型要件)の取扱期限を延長

項目	改正後	改正前
取扱期限	令和4年3月31日まで	令和3年3月31日まで

6.事業再生資金について

償還開始後1年を経過しない場合、借換不可措置の適用除外を令和4年3月31日まで延長します。

7.各制度の利率について

令和2年度までの措置であった次の制度融資に係る利率0.15%の引き下げについて、令和3年度末まで取扱いを延長しました。

小規模企業支援資金、中小企業創業等支援資金、フロンティア企業支援資金(設備投資促進枠)のうち、労働生産性向上に資する設備導入又は資する設備導入又は小規模企業者の場合

信用保証料率の割引について

当協会では、令和4年3月31日まで一部の保証制度について信用保証料率の割引を行っています。
新たな事業を創造する創業期のお客様、次の世代への円滑な事業承継を目指すお客様を支援することを目的に信用保証料率の割引を行うことをお知らせします。

実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

実施期間内に保証申込(正式申込)を受付した保証が対象となります。

(注)期間内において、経済情勢等に大きな変動があった場合は割引の見直しを行うことがあります。

「創業関連保証」「創業等関連保証」→ 所定保証料率(0.8%)から0.20%を割引

「地方創生応援社債保証(にいがた地方創生社債保証)」→ 所定保証料率から0.10%を割引

「経営承継関連保証」

「特定経営承継関連保証」

「事業承継サポート保証」

「経営承継準備関連保証」

「特定経営承継準備関連保証」

「事業承継特別保証」

(経営者保証コーディネーターの確認を受けたものを除く)

「経営承継借換関連保証」

(経営者保証コーディネーターの確認を受けたものを除く)

所定保証料率から
0.20%を割引

創業を応援します

創業等関連保証 創業関連保証

創業期・成長期の企業に、創業資金・営業資金の貸付・保証を行います。

創業等関連保証	創業関連保証
保証限度額 1,500万円	保証限度額 2,000万円

※保証料率0.20%割引

新潟県信用保証協会

創業等関連保証
創業関連保証

特待会社を活用した承継に
経営者保証ありの既存の
他人金の借換が可能

事業承継サポート保証 事業承継特別保証

事業承継サポート保証
事業承継特別保証

様々な状況に応じた7つの事業承継支援メニュー

事業承継をサポート

～たくす想い、つながる未来～

自分の後は、誰が継ぐのか
中小企業において、後継者不在による事業承継の
深刻な問題になっています。

新潟県信用保証協会

事業承継サポート

「東日本大震災復興緊急保証」の取扱期間延長について

被災された中小企業の皆さまの復旧・復興の状況を等を踏まえ、「東日本大震災復興緊急保証」の取扱期間が令和4年3月31日（貸付実行分）まで延長されましたのでお知らせいたします。

Web会議システム「Calling（コーリング）」を活用しています

当協会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、非対面での会議等の開催の充実を図るべく、令和2年10月から国産web会議システム「Calling（コーリング）」を活用しております。

Calling（コーリング）は、株式会社ネオキャリアが提供する国産web会議システムで、送信されたURLをクリックするだけで会議等に参加でき、会員登録等の事前準備は一切必要ありません。

今後、金融機関、関係機関との会議等での活用を進めてまいります。

インターンシップ（1Day仕事体験）を開催しました

令和3年2月17日、19日、24日、26日の4日間、オンラインにて「インターンシップ（1Day仕事体験）」を開催し、県内外の学生18名にご参加いただきました。

インターンシップでは当協会に理解を深めていただくため、当協会が力を入れている経営支援に関わる業務を体験していただきました。

企画総務部総務課 藤田課長代理が「保証審査に役立つフレームワーク」について説明したのち、保証審査、経営支援に係る事例研究についてグループワークを行いました。

グループのメンバーで話し合いながら、事業者へのアドバイスを作り上げ発表していただきました。

参加していただいた方にとって、今回のインターンシップが今後の進路を決める一助となれば幸いです。

「小規模企業共済制度」及び「経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）」のご案内

独立行政法人中小企業基盤整備機構では、「小規模企業共済制度」及び「経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）」の2つの制度で中小企業の皆さまの安心をサポートしております。

詳しくは、下記HPをご参照ください。

中小企業基盤整備機構ホームページ

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

定例相談日程等のご案内

中小企業等の皆さまの資金調達の円滑化と経営の安定を図るため、皆さまのお近くの商工会議所・商工会での相談会や、昼間お忙しい方に向けた夜間相談窓口を設けております。

当協会の職員が、経営や資金繰りに関するご相談、各種信用保証制度や申込手続き、創業などに関するご相談に応じておりますので、ぜひお気軽にご利用ください。

また、祝日等の関係により日程が変更する場合もございますので、ご相談の際は予めお電話でご確認をお願いいたします。

なお、当協会ホームページに毎月の開催日を掲載していますのでご覧ください。

商工会議所・商工会相談日

午前10時～正午（十日町商工会議所のみ午前10時半～正午）

所轄本・支店	会 場	日程（予定）
本 店 営 業 部	新発田商工会議所	(0254) 22-2757 毎月 第1水曜日
	村上商工会議所	(0254) 53-4257 毎月 第2火曜日
	新津商工会議所	(0250) 22-0121 毎月 第1火曜日
	五泉商工会議所	(0250) 43-5551 毎月 第2木曜日
	巻商工会	(0256) 72-2026 毎月 第2水曜日
長 岡 支 店	柏崎商工会議所	(0257) 22-3161 毎月 第2木曜日
	十日町商工会議所	(025) 757-5111 毎月 第2火曜日
	小千谷商工会議所	(0258) 81-1300 毎月 第2水曜日
	見附商工会	(0258) 62-1365 毎月 第2水曜日
	栃尾商工会	(0258) 52-4191 毎月 第3火曜日
県 央 支 店	加茂商工会議所	(0256) 52-1740 毎月 第2水曜日
上 越 支 店	糸魚川商工会議所	(025) 552-1225 毎月 第3水曜日
	新井商工会議所	(0255) 72-2425 毎月 第1月曜日
佐 渡 支 店	両津商工会	(0259) 27-5128 毎月 第2水曜日

夜間相談窓口

中小企業診断士の資格を有する職員が経営に関するご相談にお応えします。

なお、ご相談の際は予めお電話をいただくか、当協会のホームページに掲載している「WEB相談窓口」からお申し込みください。

会 場	日 程	お問い合わせ・ご予約先
新潟県信用保証協会 本店営業部（古町ルフル7F）	毎週火曜日 午後8時まで	本店営業部 保証第一課 (025) 210-5151 本店営業部 保証第二課 (025) 210-5152 本店営業部 保証第三課 (025) 210-5150

「法人決算書」送付時のお願い

当協会では、保証審査事務の効率化を図るため、『財務諸表入力システム（以下、「OCRシステム」）』を導入しています。

法人決算書を提出していただく際に、次のようなものがありますと「OCRシステム」での財務データ入力に支障が生じるおそれがありますのでご注意ください。

※「OCRシステム」は法人決算書のみ対応となります。

「OCRシステム」での財務データ入力に支障が生じるケース

- ・書き込み、汚れなどがあるもの。
- ・用紙からはみ出したり、傾いたりして印刷されているもの。
- ・用紙の両面に印刷されているもの。
(片面しかスキャンできないため、片面印刷でご提出ください)
- ・FAXなどにより印刷が不鮮明なもの。

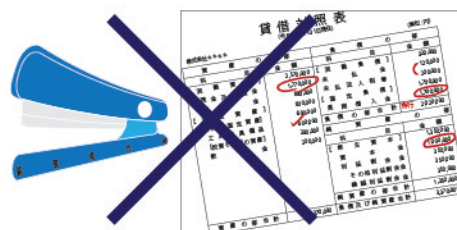
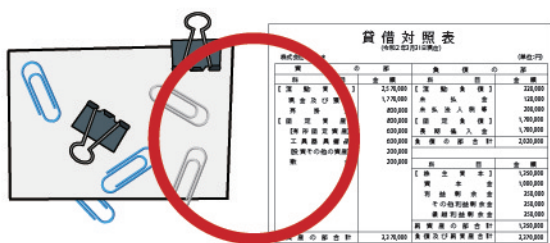
ご提出いただく際は、クリップ留め等にてお願いします。

クリップ留め等

書き込み・傾きなし

ホチキス留め

書き込み・傾きあり



「個人番号（マイナンバー）」マスキングのお願い

社会保障や税務における行政手続きの効率化を目的として、マイナンバー制度が実施されておりますが、保証協会が業務において、お客様の個人番号を取得することはありません。

個人番号が記載された書類を保証協会に提出する際は、予め個人番号部分にマスキング処理をしてからご提出いただきますようお願いいたします。

ご注意いただきたい書類

- ・個人番号カード（本人確認書類）
- ・源泉徴収票
- ・確定申告書
- ・住民票（個人番号の記載がある場合）
- ・開業、廃業届出書

組織機構と職員配置図については当協会へお問い合わせ下さい。

役員の就退任について

当協会の役員について、次のとおり異動がありましたのでお知らせいたします。

理 事

就 任		退 任	
佐野 哲郎 (新潟県産業労働部長)	令和3年4月1日	橋本 一浩 (前 新潟県産業労働部長)	令和3年3月31日
黒田 直洋 (商工組合中央金庫新潟支店長)	令和3年4月1日	伊澤 哲也 (前 商工組合中央金庫新潟支店長)	令和3年3月31日

職員の異動について

職員の異動についてお知らせいたします。

■人事異動(部長級、課長級)

(令和3年4月1日付)

新 役 職 名	旧 役 職 名	氏 名
企画総務部副部長 総務課長事務取扱	企画総務部経理課長	加 藤 淳
企画総務部経営企画課長	保証推進部企業支援課長	児 玉 裕 行
企画総務部経理課長	上越支店長代理	名 塚 友 章
保証推進部副部長 保証総括課長事務取扱	長岡支店副支店長 管理課長事務取扱	佐 藤 圭
保証推進部企業支援課長	本店営業部保証第二課長	川 島 和 紀
整理回収部長	長岡支店長	清 水 晶
整理回収部副部長 整理総括課長事務取扱	管理調整部副部長 管理総括課長事務取扱	清 水 哲 也
整理回収部代位弁済課長	管理調整部代位弁済課長	大 島 盛 幸
本店営業部副部長 整理第一課長事務取扱	本店営業部副部長 管理課長事務取扱	木 村 英 一
本店営業部副部長 整理第二課長事務取扱	上越支店長	相 澤 一 征
本店営業部保証第二課長	長岡支店保証第一課長	深 海 孝 行
本店営業部保証第三課長	本店営業部付課長	坂 井 敬 典
長岡支店長	企画総務部副部長 総務課長事務取扱	坂 口 博 之
長岡支店副支店長 整理課長事務取扱	保証推進部副部長 保証総括課長事務取扱	神 田 義 弘
長岡支店保証第一課長	長岡支店保証第二課長	品 川 哲 也
長岡支店保証第二課長	企画総務部経営企画課長	月 岡 行 雄
県央支店長	県央支店長 管理課長事務取扱	三 林 浩 和
県央支店整理課	長岡支店付課長	太 田 浩
上越支店長	上越支店副支店長	高 橋 智 彦
上越支店副支店長	本店営業部管理課長代理	荒 木 一 仁
検査指導室長	企画総務部経理課長代理	田 中 友 紀

窓口のご案内

本店 〒951-8640
新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7・8階)

企画総務部

経営企画課 TEL 025-210-5132 FAX 025-210-5160
E-mail:kikaku@niigata-cgc.or.jp
総務課 TEL 025-210-5131 FAX 025-210-5160
E-mail:somu@niigata-cgc.or.jp
経理課 TEL 025-210-5133 FAX 025-210-5160
E-mail:keiri@niigata-cgc.or.jp
情報システム課 TEL 025-210-5134 FAX 025-210-5161
E-mail:joho@niigata-cgc.or.jp

保証推進部

保証総括課 TEL 025-210-5141 FAX 025-210-5170
E-mail:hosho@niigata-cgc.or.jp
保証審査課 TEL 025-210-5142 FAX 025-210-5170
E-mail:hosho@niigata-cgc.or.jp
企業支援課 TEL 025-210-5143 FAX 025-210-5170
E-mail:hosho-g@niigata-cgc.or.jp

整理回収部

E-mail:kanri@niigata-cgc.or.jp
整理総括課 TEL 025-210-5144 FAX 025-210-5171
代位弁済課 TEL 025-210-5145 FAX 025-210-5171

検査指導室 TEL 025-210-5135 FAX 025-210-5160

本店営業部 E-mail:eigyobu@niigata-cgc.or.jp

保証第一課 TEL 025-210-5151 FAX 025-210-5172
保証第二課 TEL 025-210-5152 FAX 025-210-5173
保証第三課 TEL 025-210-5150 FAX 025-210-5173
整理第一課 TEL 025-210-5153 FAX 025-210-5174
整理第二課 TEL 025-210-5154 FAX 025-210-5174

担当区域

保証第一課

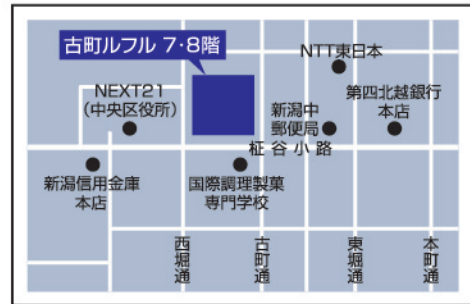
新潟市(中央区、西区、西蒲区)

保証第二課

新潟市(北区、東区、江南区、秋葉区、南区)

保証第三課

新発田市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、
関川村、粟島浦村



長岡支店 E-mail:nagaoka@niigata-cgc.or.jp

〒940-0071 長岡市表町3丁目1番地8(リナシエビル2・3階)

保証第一課 TEL 0258-35-5714 FAX 0258-35-6341
保証第二課 TEL 0258-35-5714 FAX 0258-35-6341
整理課 TEL 0258-35-5715 FAX 0258-35-5776

担当区域

保証第一課

長岡市、見附市

保証第二課

柏崎市、小千谷市、
十日町市、魚沼市、
南魚沼市、出雲崎町、
湯沢町、津南町、刈羽村



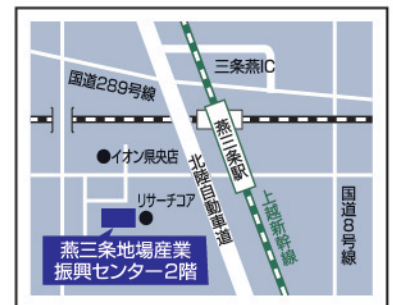
県央支店 E-mail:keno@niigata-cgc.or.jp

〒955-0092 三条市須頃1丁目17番地
(燕三条地場産業振興センター2階)

保証課 TEL 0256-33-6661 FAX 0256-33-6622
整理課 TEL 0256-33-6662 FAX 0256-33-6802

担当区域

三条市、加茂市、燕市、
田上町、弥彦村



上越支店 E-mail:joetsu@niigata-cgc.or.jp

〒943-0804 上越市新光町1丁目10番20号(上越商工会館内)

TEL 025-523-7225 FAX 025-522-2454

担当区域

上越市、糸魚川市、
妙高市



佐渡支店 E-mail:sado@niigata-cgc.or.jp

〒952-1314 佐渡市河原田本町394番地
(佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター2階)

TEL 0259-57-2011 FAX 0259-57-3421

担当区域

佐渡市



信用保証をご利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません

新潟県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は
信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

反社会的勢力とは

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団等と密接な関係を有する者(いわゆる共生者、密接交際者)
- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

信用保証の申込みにあたっては、申込人及び保証人の方から反社会的勢力に該当しないこと、又はそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確約する旨の書類の提出をお願いいたします。



今月の写真 鈴ヶ滝

鈴ヶ滝(すずかたき)は新潟県村上市と山形県との県境付近にある滝で、日本の滝百選に選ばれている滝です。落差55m、幅10mの滝で水量の多いときは豪快かつ美しい容姿を見せ、滝壺に下り飛沫を浴びる事もできます。ブナ、ミズナラ、サワグルミの茂る貴重な原生林の遊歩道の途中に姿を見せる、落差38m、幅5mの小滝もあり、この2つの滝を中心に形成される鈴滝渓は、新緑、紅葉のシーズンに訪れるのがおすすめです。

中小企業とともに歩む身近なパートナー

 **新潟県信用保証協会**

〒951-8640

新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル 8 階)

TEL 025-210-5132/FAX 025-210-5160

E-mail: kikaku@niigata-cgc.or.jp/URL <http://www.niigata-cgc.or.jp>

保証にいがた2021(令和3)年5月

発行/新潟県信用保証協会

編集/企画総務部 経営企画課

